

平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されます

◎拡充の内容

急速な少子化の進行などを踏まえ、若い子育て世帯などの経済的負担の軽減を図るため、平成19年4月1日から3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

(0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当)

(現行) (改正)

第1子、第2子 月額5千円 → 月額1万円

第3子以降 月額1万円 → 月額1万円(現行)

(3歳以上の児童の養育者に対する児童手当)

第1子、第2子 月額5千円

第3子以降 月額1万円

※今回の改正では、受給者が特段の手続きを行う必要はありません。

※4月から3歳未満の児童手当の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

※支給月は6月、10月、2月の年3回です。

◎所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様へ

所得制限は次のとおりですが、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、ご自分で判断することなく、該当すると思われる保護者の方は、5月31日までに認定請求の手続きを行ってください。

所得制限限度額

(単位：万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

問合せ 市民生活課 国民年金担当

各種手当の申請はおすすめですか

◎児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない母または、母に代わる養育者に対して、児童扶養手当が支給されます。

支給条件

○父母が婚姻を解消した ○父が死亡した ○父が一定の障害状態にある ○父の生死が明らかでない

○父から引き続き一年以上遺棄されている ○父が一年以上拘禁されている ○未婚の母の子 ○棄児

ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることができるときなど、手当が支給されないこともありますのでご注意ください。

所得制限

所得制限があり、受給者などの所得状況により、全額支給、一部支給停止または全額支給停止に区分されています。又、受給者は、毎年8月に現況届の提出が必要になります。

◎特別児童扶養手当

在宅の心身障害児(20歳未満)で、次の障害程度を有する児童を養育している方は、特別児童扶養手当が受けられます。

支給要件 手当は、障害の程度により1・2級に分かれます。

○1級該当 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度

○2級該当 身体障害者手帳3・4級、療育手帳B—1程度または、同程度以上の精神障害のある児童

所得制限 所得制限があります。又、受給者は8月に所得状況届の提出が必要になります。

◎特別障害者手当など

○障害児福祉手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方で、特別児童扶養手当1級程度の障害と認められている方に支給されます。

○特別障害者手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の1級程度の障害が重複されていると認められる方に支給されます。

所得制限 所得制限があります。又、受給者は8月に所得状況届の提出が必要になります。

申請・問合せ先

いきいきプラザ都留内 市福祉事務所

☎(46)5112 内線101・111・112